

## 令和5年度地籍調査事業計画

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、令和5年度地籍調査事業計画を次のとおり変更しました。

令和6年3月1日

長野県知事 阿部守一

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
長野市	長野市戸隠豊岡、鬼無里日影、信州新町牧田中、大岡乙、豊野町豊野の各一部	令和7年3月31日まで
駒ヶ根市	駒ヶ根市赤穂、下平、飯坂1丁目の各一部	令和7年3月31日まで